

「お客様トピック」広報掲載 募集中! (無料)

掲載希望のお客様は、吉本迄ご一報下さいませ。



旭区城北公園通り沿い

「キッチンバー コリントス」

いつも気持ちのこもった仕事をしてくれている城東衛生さんに感謝の気持ちをこめて、関連のお客様には、ワンドリンク無料のサービスをさせていただきます。コリントスの店員にお伝え下さい。
(コリントスマスターより)

ハードダーツ100円
ノーチャージ!
フード300円~
1名様でもご来店歓迎!

城東衛生・ジェイ・ポート・ジェイブリッジのお客様に限りワンドリンク無料!

Jトピック

「社内管理体制構築研修会」 所定の課程を修得しました。

代表取締役 樋下 茂 平成22年3月1日修得



産業廃棄物収集運搬業に係る社内管理体制構築研修会において、所定の課程を修得しました。「雇用、労働安全衛生など従業員に関する事項」「交通安全、点検整備など安全運行に関する事項」「廃棄物の適正処理に関する事項」の3つについて関係法令で規定されている事項を研修致しました。収集運搬業に携わる私達がコンプライアンスの視点から抜けがないか確認し、確実に実施できるようなるまで事業運営の健全化に努めます。

「廃棄物管理士」 取得しました。

社員 3名 平成22年3月



「吉本 聖美」「丹野 謙二」「窪田 豊」

廃棄物管理士とは、廃掃法の概要から、委託契約書、マニフェスト、帳簿までの廃棄物に関する基本的な事項を学び、知識を習得し、審査合格者に与えられる資格です。
(弊社取得社員数 計7名)



編集 集 記

春暖の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。インターネットで公開しております、当社のホームページをリニューアルする事となりました。それに伴い、紙媒体の発行は隔月に変更致します。CMSを駆使し、より新鮮な情報をご提供できる様にいく次第でございますので、お時間がございましたらホームページのご観覧もお願い致します。
営業： 吉本 聖美



一般廃棄物処理の専ら
有用品回収は
「かたづけ名人」

産業廃棄物処理ならジェイポートにお任せください!

U-通信 report

平成22年
4月

第6号

〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

有限会社城東衛生

tell (06)6969-5338
fax (06)6963-5338

株式会社ジェイ・ポート

tell (06)6963-5351
fax (06)6963-5338

株式会社ジェイブリッジ

tell (06)6969-6336
fax (06)6963-0027

急にCSR（企業の社会的責任）が騒がれたワケ

このごろ多方面から伝わってくる、企業の無責任な行動。不祥事をキッカケにして、企業の姿勢を問うと共に、その対応を新しい企業の評価基準にしようとしている社会の動きが高まっています。この流れの中で使われる「CSR（企業の社会的責任）」については、決して新しい発想という訳ではなく、今までは企業倫理や法令を守る事（コンプライアンス）が企業の責任に対しての中心的な考え方でした。今、CSRでは、より広い意味で社会的責任を位置付けています。事業活動を行う中で、社会的な公正さや環境への配慮などを通じて係わりのある利害関係者（消費者・取引先・地域社会・株主・従業員など）に責任ある行動を取るべきだという考え方です。消費者が企業を選び、結果その企業の商品やサービスを選択するという時代を迎えているのではないのでしょうか。



- 1) 企業のグローバル化** ネットの普及により企業活動は国外までもグローバルに監視されている。企業活動そのものが、全世界を舞台とするようになり、社会に与える影響も規模が大きくなった。
- 2) 環境問題** 環境に配慮する事が企業の価値という側面を持つ。環境問題に取り組んでいる企業は、企業経営そのものが付加価値と捉えられる。
- 3) 消費者の価値観の多様化** 良い企業という評価は既存の価値観ではなくなくなった。商品の価格が多少高価であっても、企業理念やコンセプトを重視してその商品を選ぶ消費者も出てきている。

ご 報 告



平成22年3月25日、26日と二日間に亘り開催されました、大阪市会本会議において「大阪市ごみ処理手数料改正」に関する条例案については修正可決され、手数料改定等は、“凍結”される事が決まりました。なお、詳細につきましては、後日改めてご報告させていただきますので、取り急ぎご一報といたします。ご署名等、みなさまのご協力に心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

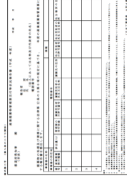
平成21年11月5日 値上げ凍結の
「陳情署名」46,230件提出

平成22年3月29日

代表取締役 樋下 茂

マニフェストを交付しているお客様へ 【交付状況の報告義務】

昨年4月1日～本年3月31日迄に、マニフェストをご使用されたお客様は、6月30日迄に報告書を大阪市環境事務局へ提出して下さい。報告書はインターネットにて「大阪市 マニフェスト報告書」で検索して下さい。ワード、エクセル、PDF形式でそれぞれダウンロードできますので、お願い致します。



今の特集

循環型社会「リサイクル」



環境基本法

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理法

ごみの捨て方や捨てられたごみの処理方法を示したものの

資源有効利用促進法

ごみを出さなくする仕組み、物を繰り返し使う仕組み、リサイクルの仕組みを示したものの

リサイクル法

びん、缶、ペットボトルなどの分別収集及び再資源化

リサイクル法

TV・冷蔵庫などの家電製品の再商品化

リサイクル法

コンクリート木材などの建築廃材の再資源化

リサイクル法

食品の製造加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化

リサイクル法

自動車のエアバークやシュレッダーダストなどの再資源化

グリーン購入法

再生品や環境に配慮した商品を買う事をすすめたもの

ペットボトルの正しいリサイクル方法

「PET」と「プラ」はきちんと分別しましょう。



底に記載している識別マークを確認



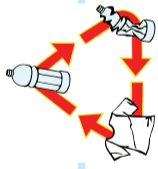
キャップやラベルをはずします。



飲み残しを捨て軽くすすぐ。



つぶしてから排出する。



ペットボトルを捨てる際に「簡易洗浄」「キャップの分離」という容器リサイクル法に定められた排出者（主に一般消費者）の義務が果たされていない事が多く、リサイクルするには多くのコストが必要となります。

分別収集されたペットボトルをまとめた物を「べール」と呼びびます。A・B・Cのランク別に分けられ、左図の様に正しく分別された良いべールはAランクに評価されます。Bランクはキャップがほぼ取り外されており、中身が少し汚れている状態。Cランクは中身が汚くポリ袋などの異物が混在している状態。Aランクは中身が汚くポリ袋などの異物が混在している状態。資源として再利用する為には、きちんと分別する事が大切です。ルールを守って排出すれば、後の全ての工程で負荷や負担が少なくなります。

あなたの捨てたペットボトルは何ランク？



Aランク



Bランク



Cランク

回収したペットボトルは、繊維（ユニフォーム・カーペット等）シート（卵パック・プリスターパック等）、成形品（植木鉢等）その他（結束バンド）に再生されます。

家電リサイクル法って何？

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

家庭から排出される粗大ごみは基本的に市町村が収集し、処理を行っています。ところが、家電製品は大型で重い物が多い為、他の廃棄物と一緒に収集する事が困難であったり、硬い部品が含まれていて破砕が困難である物が存在します。また、金属、ガラスなどの有用な資源が多く含まれるものの、市町村による処理・リサイクルが困難で大部分が埋め立てられている状況にあります。家電製品のリサイクルの実施を確保することは、このような状況に対応し、廃棄物の減量、資源の有効利用に大きく貢献するものです。このため、リサイクルの体制整備、製造業者、小売業者を含む関係者の適切な役割分担、技術、将来展望など様々な観点から検討を行い、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が制定されました。

消費者が支払う金額

リサイクル料金 + 収集運搬料金

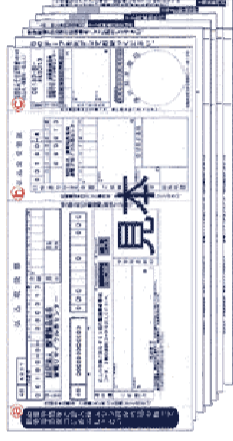
リサイクル料金例		リサイクル率
エアコン	2,625円	70%以上
テレビ	小15型以下	ブラウン管55%以上
	大16型以上	
冷蔵庫/冷凍庫	小170ℓ以下	液晶・プラズマ50%以上
	大171ℓ以上	
洗濯機	4,830円	60%以上
衣類乾燥機	2,520円	65%以上
	2,520円	

※各家電メーカーにより異なります。

収集運搬料金例

家電販売店の店頭に表示されている料金（販売店により異なります。）
運搬許可業者に委託する料金は6品目一律で1個につき2,700円以内迄
当社は、2000円（持込みは1000円）です！

リサイクル料金の収受証明と管理票の役割をもった券で、記載されている番号で引き渡したものがリサイクル工場に運搬されたか確認することができます。



- 1 枚目：郵便局払込書
- 2 枚目：排出者控
- 3 枚目：現品貼付票
- 4 枚目：小売店控兼領収書
- 5 枚目：小売業者回付
- 6 枚目：指定引取場所控
- 7 枚目：エアコン室内機貼付用

郵便局、コンビニ等で購入することもできます。

不法投棄は法律で禁止されています

家電製品の不法投棄は、しみだした重金属等の有害物質による土壌汚染など環境に大きな影響を与えます。不法投棄は「廃棄物処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により固く禁じられており、違反した場合には5年以下の懲役、又は1,000万（法人には1億円）以下の罰則が規定されています。家電製品は永く、大切に使い、役割を終えた後は家電リサイクル法に則って、小売業者や運搬許可業者に引取ってもらいましょう。

